

機械器具 5 8 整形用機械器具
一般医療機器 一般的名称：骨手術用器械 JMDNコード：70962001
骨補填材挿入器

【警告】

本品は未滅菌である。使用前に必ず適切な方法で洗浄・滅菌を行うこと。
【保守・点検に係る事項参照】

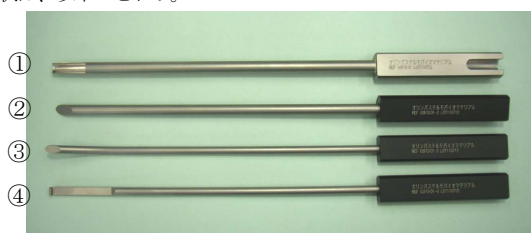
【禁忌・禁止】

- * (1) 本品の使用目的以外への使用は行わないこと。
(2) 本品を切削、打刻（刻印）等の二次的加工（改造）や分解することは、破損や故障等の原因となるので絶対に行わないこと。【不具合の原因となる】

【形状・構造及び原理等】

1. 形状・構造

本品は、ガイド、インサーター押し込み棒、リムーバーから構成される。形状は、以下のとおり。



名 称
① ガイド
② インサーター
③ 押し込み棒
④ リムーバー

2. 原材料/材質

ステンレス鋼、ポリアセタール

【使用目的又は効果】

本品は、骨補填材料を骨欠損部へ挿入する手術を補助するために用いる手動式器械である。本品は再使用可能である。

*** 【使用方法等】**

- 1) ガイドを骨欠損部へ挿入する。
- 2) 骨補填材料をガイドに装填し、インサーターで押し出す。
- 3) ガイドを抜き、骨補填材料の位置を押し込み棒で適切に移動させる。
- 4) 骨補填材料の位置が不適切である場合は、リムーバーを用いてこれを掻き出す。
- 5) 「1）～ 4）」の操作を繰り返す。

*** 【使用上の注意】**

1. 重要な基本的注意

- 1) 専門医の監視指導下でのみ使用すること。
- 2) 本品は未洗浄、未滅菌のため、使用前に必ず洗浄・滅菌を行うこと。
- 3) 本品の使用前に変形や傷、欠けなどの異常がないか、インサーターがガイドに正しく挿入できるか、確認の上で使用すること。異常を発見した場合は、使用しないこと。
- 4) 器具表面に衝撃や振動を用いて印を刻む等の二次加工は、破損の原因となるため行わないこと。
- 5) 本品は使用目的に合わせ、繊細かつ精密に作られている。変形、あるいは傷をつける等の粗雑な取扱は、器具の寿命を著しく低下させるため、粗雑な取扱は行わないこと。
- 6) 電気メス等を用いた接触凝固は、術者が感電や火傷をする危険性があり、又、器具の表面を損傷するので、本品と共に電気メス等の使用はしないこと。
- 7) 使用後は、直ちに破損、折損等の異常が無かったかを点検すること。破損等が見つかった場合は、破片が体内に遺残していないか調べ、遺残していた場合は摘出等の適切な処置を施すこと。

2. 不具合・有害事象

本品の使用により以下のような不具合・有害事象が起こる可能性がある。

- 1) 不具合
 - ・過剰な力を加えたことによる製品の破損
 - ・金属疲労による製品の破損
- 2) 有害事象
 - ・神経、血管及び組織の損傷
 - ・感染症や壊死
 - ・金属への過敏反応

*** 【保管方法及び有効期間等】**

保管方法

本品は、高温・高湿を避け、塵やほこりのない清潔な環境下で保管すること。又、水漏れや直射日光は避けるよう注意を払うこと。

【保守・点検に係る事項】

1. 洗浄

- 1) 付着している血液、体液、組織及び薬品等が凝固しないよう、直ちに洗浄すること。特に外筒の内壁に付着した汚れや血液は、洗浄の効果が目視で確認しにくい為、特に注意深く洗浄すること。
- 2) 洗浄に使用する洗剤は必ず医療用洗剤を使用し、家庭用洗剤は使用しないこと。
- 3) 洗浄の際、目の粗い磨き粉や金属ウールを用いて器具の表面を磨かないこと。器具表面に擦過傷が生じ、錆びや腐食の原因となる。
- 4) 器具が漂白剤、消毒液等の塩素及びヨウ素を含む溶液にさらされた場合には、直ちに清水で洗浄すること。ハロゲンイオンを含む溶液は、ステンレス鋼に対して部分的腐食（孔食）の原因となる。
- *5) 強アルカリや強酸性洗剤・消毒剤は器具を腐食させる恐れがあるため、使用は避けること。
- 6) 洗浄後の器具は直ちに乾燥させ、出来れば乾いた布で再度拭取り、湿った状態で長時間放置するのは避けること。器具表面へのシミや錆が発生する原因となる。

2. 滅菌

本品は未滅菌製品であるので、使用前に次の条件、もしくは各施設において本品の滅菌に関するバリデーションが適切に行われ、有効性が確認された滅菌サイクルにて必ず滅菌を行った上で使用すること。

滅菌方法：高圧蒸気滅菌

条件：温度 121℃ 時間 30 分

温度 132℃ 時間 15 分

***3. 点検**

- 1) 使用後は、傷、割れ、欠け、汚れ、錆の発生等がないか、その他外観に異常がないか確認する。
- 2) 外観の異常や使用を重ねることにより受ける、反復的な応力により金属疲労に曝されるため、明らかな疲労が見られる場合は、その器具は廃棄し新しいものと取り替える必要がある。
- 3) 本品は、他の修理業者に修理を依頼しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

サンエー精工株式会社

*電話：048-483-5779

***問い合わせ先**

サンエー精工株式会社

品質保証部 品質保証グループ

電話：048-483-5779